

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。
- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。
- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。
- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第5管理期間（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	13.4トン	うち 1.5トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	14.6トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

また、都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	8.3トン	11.6トン
本県の定置漁業の割当量	3.6トン	1.5トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。また、期間別の割当量を変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		8.3トン	3.6トン
(小型魚)	うち4月～6月	1.9トン	0.9トン
	7月～9月	1.3トン	0.6トン
	10月～12月	1.1トン	1.0トン
	1月～3月	4.0トン	1.1トン

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		11.6トン	1.5トン
(大型魚)	うち4月～9月	10.8トン	0.9トン
	10月～3月	0.8トン	0.6トン

都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量及び採捕の期間別の割当量への配分量については、原則として、当初の割当量の比率で配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

- ② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

- ③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊

急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残存が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残存が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量（留保の数量を含む。）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

- ・漁業者は、生存個体を放流する。

- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 40 キログラムを採捕の上限とし、40 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
 - ・漁業者は、生存個体を放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
 - ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
 - ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業（小型魚及び大型魚）

- ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、1 日 1 か統当たり 80 キログラムを採捕の上限とし、80 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、1 日 1 か統当たり 40 キログラムを採捕の上限とし、40 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
 - ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第 13 条第 2 項の規定に基づく協定の締結に向け、各

漁業協同組合と検討準備を進める。

(5) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- ① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- (1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割（2.9トン）を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第5管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理期間超過量合計	第3・第4管理期間期首の差し引き済み数量	第5管理期間期首の差し引き数量	第3管理期間の未消化数量による繰り上げ返済数量	第5管理期間の資源評価調査のための充当数量
24.6トン	5.4トン	2.9トン	1.4トン	0.2トン

表2 第5管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の差し引き数量	差し引き後の本県漁獲可能数量
第5管理期間(2019年)	2.9トン	11.8トン
第6管理期間(2020年)	2.9トン	11.8トン
第7管理期間(2021年)	2.9トン	11.8トン
第8管理期間(2022年)	2.9トン	11.8トン
第9管理期間(2023年)	2.9トン	11.8トン
第10管理期間(2024年)	2.9トン	11.8トン
第11管理期間(2025年)	1.8トン	12.9トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。